

「官庁施設の設計業務等積算要領」において引用している告示の規定等（参考資料）

（１）建築物の類型

官庁施設の設計業務等積算要領第２章２．２（１）及び６．２（１）において引用している告示９８号別添二第一号から第十二号に掲げる建築物の類型は次のとおり。

告示９８号別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第１類 （標準的なもの）	第２類 （複雑な設計等を必要とするもの）
第一号 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
第三号 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
第六号 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舍等	
第七号 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	
第八号 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等
第九号 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等
第十号 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
第十一号 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	
第十二号 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等

（注） １ 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。

２ 第１類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第２類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

(2) 難易度係数

官庁施設の設計業務等積算要領第2章2.2(3)及び6.2(2)において引用している告示98号別添三第3項から第5項の表は次のとおり。

告示98号別添三

第3項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計
特殊な敷地上の建築物	1.05
木造の建築物(小規模なものを除く。)	1.35

第4項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	1.15	1.25
特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10
特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.50	-
免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.30	1.05
木造の建築物(小規模なものを除く。)	1.65	1.40

第5項の表

(い) 建築物	(ろ) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	-	1.35
特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.25	1.45

(参考) 難易度係数の考え方

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」
(業務報酬基準検討委員会編)において、難易度係数による補正の対象建築物として主に想定している事例が次のとおり示されている。

難易度による補正の対象建築物	難易度係数		主に想定している事例
	設計	工事 監理等	
[総合](告示別添三第3項関係)			
特殊な敷地上の建築物	1.05	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1.35	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000 m²以上の木造建築物(設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など)の場合
[構造](告示別添三第4項関係)			
特殊な形状の建築物	1.15	1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、柱抜けなどの計画を行わなければならない場合 ・地下が深く、土圧・水圧への特別な配慮を行わなければならない場合 ・塔状比の大きい建築物で特別な引抜き抵抗を要する場合 ・スキップフロアやスロープを有し、「階」の概念が特殊となる場合
特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20	<ul style="list-style-type: none"> ・支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合 ・著しい高低差がある敷地で、片土圧の影響が大きい場合
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10	<ul style="list-style-type: none"> ・塔状建物や超高層建物で、風の影響の検討(風応答解析など)を必要とする場合 ・プラントなど特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・精密機械工場など特別な使用性能の検討を要する場合 ・著しく長大な建築物で温度変化の影響の検討を要する場合 ・特別な構造基準を要する場合
特殊な構造の建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.50	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・膜構造、ケーブル構造、プレストレストコンクリート造など特殊工法を適用する場合
免震建築物 (国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.30	1.05	<ul style="list-style-type: none"> ・告示による免震建築物の場合
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1.65	1.40	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000 m²以上の木造建築物(許容応力度計算に燃えしる計算が追加、部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合

[設備] (告示別添三第 5 項関係)			
特殊な形状の建築物	設定なし	1.35	・大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合
特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50	・計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・排水本管のレベルが高いなど、公共インフラとの接続が困難な場合
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.25	1.45	・太陽熱、井水、河川水、地中熱等の利用や省エネルギー性能指標(BE1)が 0.75 ~ 0.5 相当の省エネ性能を高める設備を要する場合 ・コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備を要する場合